

男鹿市告示第45号

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月31日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年男鹿市告示第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚世帯 <u>令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。</u></p> <p>(2) 住居費 <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間</u>（以下「事業期間」という。）において、婚姻を機に新たに住居を購入（婚姻日以前1年以内の購入を含む。）又は賃借する際に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただ</p>	<p>(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚世帯 <u>令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。</u></p> <p>(2) 住居費 <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間</u>（以下「事業期間」という。）において、婚姻を機に新たに住居を購入（婚姻日以前1年以内の購入を含む。）又は賃借する際に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただ</p>

改正後	改正前
<p>し、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除くものとする。</p> <p>(3)及び(4) (略) (補助対象世帯)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第6号の規定にかかわらず、<u>令和5年度又は令和6年度</u>にこの制度に基づく補助金を受けた世帯のうち、請求額が上限に満たなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）については、補助金の交付を受けることができるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>し、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除くものとする。</p> <p>(3)及び(4) (略) (補助対象世帯)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第6号の規定にかかわらず、<u>令和4年度又は令和5年度</u>にこの制度に基づく補助金を受けた世帯のうち、請求額が上限に満たなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）については、補助金の交付を受けることができるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。